

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成29年4月25日（平成29年（行情）諮問第161号）

答申日：平成29年9月25日（平成29年度（行情）答申第238号）

事件名：特定法人が提出した障害者雇用状況報告書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定事業所の障害者の雇用数と雇用率の解る文書一切（厚労省へ提出された関係文書含む）（平成24年度分ないし28年度分）」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした各決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年1月13日付け神行開第28-99号ないし第28-103号により、神奈川労働局長（以下「処分庁」という。）が行った各一部開示決定（以下「原処分」という。）について、開示決定された行政文書を開示することを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

開示決定された行政文書を開示することを求める。

理由

ア 審査請求人は平成28年12月8日付の行政文書開示請求書を厚労大臣へ送付した。ところが、請求先が間違っているという事で神奈川労働局へ転送されたものである。

イ 請求した文書は、①、②、③であるが、②と③については取得していないという事で不開示となった。

ウ これについては、納得済みである。問題は、①の内容文書であるが、当該文書が存在していることは言うまでもない事実であり、それが無ければ全体の数字は出ない。開示の原則は、文書のデータや作成され存在するものについて開示を行なうようになっている。又、作成する事が可能なものや、今まさに、作られようとしているものは開示の対象となる。全体の数字しか出さないという法律的根拠はな

い。労災病院については、経営状況等は個々の数字等にて公表すること、評価することが文書によって決められている。

エ 既に、行政文書開示決定通知書が審査請求人に届いており、それには「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」9条1項の規定に基づき、開示する旨の決定が出ている。これらは公文書である。ところが、黒塗りとなっている。全く持って不可解であり、納得ができない。

オ もう一度述べるが、特定事業所の障害者数と雇用率の解る文書一切を平成24年ないし28年分で請求して、開示決定が出ているのである。正式な文書名は解らず開示請求しているが、解らないのは当然で、行政機関で該当するものを探し出すようになっているのである。上記法律を根拠として開示決定が出ている以上、神奈川労働局は開示をしなければいけないのです。

カ 行政文書開示決定通知の2項の部分については（不開示とした部分とその理由）審査請求人は文書の開示請求をしていないから一切の関係はない。これは個人情報に関するもので、1項の請求とは全然違う。だから、不開示は当然。本来は本人が保有個人情報の開示請求で行うもので、原則として第三者が請求しても存否応答拒否となる。強く述べるが、2項については「不知」である。おそらく、1項の文書に2項の部分が記載されているだろうという思いから、これだけを不開示としたと解釈するのが自然だろう。開示申出書を見ると、A4の1枚、1ページとなっているし、その中で2項だけが個人情報に関するものだから不開示としている事が解る。しかし、開示された文書には個人情報と思われるものは書かれていない。今一度、個人情報の解釈を確認されたい。

キ 請求している1項については数字だけであり、何ら問題になるような事ではない。黒塗りはとても不自然です（この数字から個人を特定することは無理がある）。

ク よって、神奈川労働局に当該文書がそこにあるのだから、法律に従い、行政文書開示決定通知書をもとに、行政文書を速やかに開示しなければいけないのである。そして何よりも、行政手続法8条で求められている黒塗りにする具体的な理由が書かれていない。当該通知書と開示された文書には整合性がない。

ケ 教示についても、開示決定通知書が出ているのに「取り消し裁判を提起する事」を書いている。仮に「取り消し裁判」を管轄する裁判所に訴状を提出し、取り消しの確定判決が出たら、開示決定の効力がなくなってしまうではないか。これを無茶苦茶な話と言い、本末転倒という。

(2) 意見書1

ア 本来、開示請求制度の手続とは機械的に流れるもので、そこには義理、人情、友情さえも関係ない。決められたルールにより文書開示がされるものである。

イ 開示をしない事で誰が1番得をするのか考えればそれは直に解る。障害者数等の数は様式の一覧表で全ての特定事業所の結果が出ているが、正に、黒塗りされている部分には数字が書かれているのであろう事がわかる。全てこの黒塗り部分を開示したところで、誰が障害者なのかは解るはずでもなく、知る術がないのが実情なのです。障害者自身が公表したり、打ち明けなければ解らないのが基本原則。もちろん、一見して身体の特徴から、一般人誰しもが理解することもある。当然に公務員等であれば公務上、知られても仕方がない。国民の税金で建てた機関であり、それを解っていて求職し、採用されているのだから（インターネットでも募集されている）。

ウ しかしながら、開示の為の理由は必要ではなく、又、当該役所にも言う必要もない。法律に従って手続をし、何の問題もない数字だけを開示すればよいだけである。今回、神奈川労働局のように具体的な理由もなく、ただ、抽象的で最初の約束を反故にして金だけを取って、文書を開示しない事は著しく正義に反するし、「言語道断、話にならん」という事である。神奈川労働局は自分達が一国民に対して何をしたのか理解して、認識をする必要があると思う（収入印紙（金）を騙し取った事）。

大切な事としてもう一度述べるが、数字からは人物の特定はできないのである。もっと大事な事として「小さな組織であっても少数者の障害者数と雇用率を開示している」ということはまぎれもない事実だという事。

エ よって、神奈川労働局長は自らの判断で良心に従って、何事も付け加えず、そして、機械的作業によって、当該文書の開示をせねばならないのである。間違った見識や判断をすれば、それは国民全体への裏切り行為であることはいうまでもない。

(3) 意見書2

審査請求人から、平成29年5月22日に意見書2が当審査会宛て提出された（諮問庁への提供は適当でない旨の意見が審査請求人から提出されていることから、その内容は記載しない。）。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

本件審査請求人である開示請求者（以下、第3において「請求者」という。）は、平成28年12月8日付け（同月14日受付）で、処分庁に対

して、法3条の規定に基づき、「特定事業所の障害者の雇用数と雇用率の解る文書一切（厚労省へ提出された関係文書含む）（平成24年～28年までのもの）」を含む四種類の行政文書についての開示請求を行った。

これに対して、処分庁が平成29年1月13日付け神行開第28-99号ないし103号により部分開示決定を行ったところ、請求者はこれを不服として、同月24日付け（同月25日受付）で「特定事業所の障害者の雇用数と雇用率の解る文書一切（厚労省へ提出された関係文書含む平成24年度～平成28年分）」に限定して審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、ある特定の法人の提出した障害者雇用状況報告書（以下「報告書」という。）の一部を本件対象文書として特定した上で、その一部を不開示とした原処分については、当該報告書の全てを開示請求対象行政文書として特定した上で、それぞれ以下のとおりと考える。

- (1) 原処分において特定した箇所については、法5条1号の規定に基づき原処分を維持することが妥当である。
- (2) 新たに特定した箇所については、法5条1号に基づき、その一部を不開示とし、その余の部分は開示することが妥当である。

3 理由

(1) 本件対象文書の特定について

本件開示請求は、ある特定の事業所における障害者の雇用数と雇用率のわかる文書の開示を求めたものである。

処分庁においては、ある特定の法人が処分庁に提出した報告書のうち、特定事業所に係る記載のある箇所を本件対象文書として特定している。

しかし、法に基づく開示請求は、原則一行政文書毎に行い、開示決定等も行政文書毎に行うものであるもので、諮問庁においては、当該報告書の全てを本件対象文書として特定すべきと判断した。

(2) 報告書について

障害者の雇用の促進等に関する法律43条7項に基づき、常時雇用する労働者の数が50人以上である事業主は、毎年一回、身体障害者又は知的障害者である労働者の雇用に関する状況を厚生労働大臣に報告しなければならないとされている。当該報告書は法人単位での報告を求めるものであるため、当該特定の事業所が含まれる法人の提出した報告書が上記(1)の一行政文書に該当するものである。

(3) 不開示情報該当性について

ア 原処分で特定した箇所について

法5条1号該当性について

同様の案件である、平成14年（行情）答申第344号において既に示されているが、障害者雇用状況報告書のうち、「C事業所別の

内訳」のうち⑨欄の「(ホ) 重度身体障害者の数」, 「(ヘ) 重度身体障害者以外の身体障害者の数」, 「(ト) 重度身体障害者である短時間労働者の数」, 「(チ) 重度身体障害者以外の身体障害者である短時間労働者の数」, 「(リ) 身体障害者の数」, 「(ヌ) 重度知的障害者の数」, 「(ル) 重度知的障害者以外の知的障害者の数」, 「(ヲ) 重度知的障害者である短時間労働者の数」, 「(ワ) 重度知的障害者以外の知的障害者である短時間労働者の数」, 「(カ) 知的障害者の数」, 「(ヨ) 精神障害者の数」, 「(タ) 精神障害者である短時間労働者の数」及び「(レ) 精神障害者の数」, ⑩欄の「計」については, 障害の種類, 程度等の区分ごとに数字が記載されており, 各記載部分の数字は「ゼロ又は一桁の小数であることが大半であること」が認められ, 「これら事業所ごとの数字あるいは障害の程度等の区分の数字が公にされた場合, 当該職場内では, 同僚等が障害者であるものを探索し, 特定の者が障害者であること及びその障害の程度等を推認する可能性は否定できず, その結果, 障害者の権利利益を害するおそれがあることは否定することができない」ことから, 当該答申において「C事業所別の内訳」の⑨欄, ⑩欄については, 「法5条1号に該当し不開示とすることが相当である」とされている。

したがって, 原処分で特定した箇所についても, 法5条1号に該当し, かつ, 同号ただし書きからハまでのいずれにも該当しないため, これらの情報が記録されている部分を不開示とすることが妥当である。

イ 上記ア以外の部分について

諮問に当たり新たに特定した箇所についても, 上記アと同様に, 障害者雇用状況報告書のうち, 「C事業所別の内訳」のうち⑨欄の「(ホ) 重度身体障害者の数」, 「(ヘ) 重度身体障害者以外の身体障害者の数」, 「(ト) 重度身体障害者である短時間労働者の数」, 「(チ) 重度身体障害者以外の身体障害者である短時間労働者の数」, 「(リ) 身体障害者の数」, 「(ヌ) 重度知的障害者の数」, 「(ル) 重度知的障害者以外の知的障害者の数」, 「(ヲ) 重度知的障害者である短時間労働者の数」, 「(ワ) 重度知的障害者以外の知的障害者である短時間労働者の数」, 「(カ) 知的障害者の数」, 「(ヨ) 精神障害者の数」, 「(タ) 精神障害者である短時間労働者の数」及び「(レ) 精神障害者の数」, ⑩欄の「計」について, 及び「B雇用の状況」のうち, ⑨欄の「(ホ) 重度身体障害者の数」, 「(ヘ) 重度身体障害者以外の身体障害者の数」, 「(ト) 重度身体障害者である短時間労働者の数」, 「(チ) 重度

身体障害者以外の身体障害者である短時間労働者の数」，「（リ）身体障害者の数」，「（ヌ）重度知的障害者の数」，「（ル）重度知的障害者以外の知的障害者の数」，「（ヲ）重度知的障害者である短時間労働者の数」，「（ワ）重度知的障害者以外の知的障害者である短時間労働者の数」，「（カ）知的障害者の数」，「（コ）精神障害者の数」，「（ク）精神障害者である短時間労働者の数」及び「（ケ）精神障害者の数」については，前述の平成14年（行情）答申第344号において，法5条1号に該当し不開示とすることが相当であるとしている。

したがって，諮問に当たり新たに特定した箇所についても，法5条1号に該当し，かつ，同号ただし書きから八までのいずれにも該当しないため，これらの情報が記録されている部分を不開示とすることが妥当である。

4 結論

以上のとおり，本件審査請求については，対象行政文書を新たに特定し，その一部を不開示とすることが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|---------------------------|
| ① | 平成29年4月25日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年5月22日 | 審査請求人から意見書1及び資料並びに意見書2を收受 |
| ④ | 同月25日 | 審議 |
| ⑤ | 同年8月3日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ | 同年9月21日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は，「特定事業所の障害者の雇用数と雇用率の解る文書一切（厚労省へ提出された関係文書含む）（平成24年度分ないし28年度分）」の開示を求めるものである。

処分庁は，特定事業所が所属する特定法人が厚生労働大臣に報告した報告書のうち，特定事業所が記載された部分を本件対象文書として特定し，その一部を法5条1号に該当するとして不開示とする各決定（原処分）を行ったところ，審査請求人は，開示決定された行政文書を開示することを求めるとしている。

これに対して，諮問庁は，特定法人が報告した報告書の全てを改めて本件対象文書として特定した上で，原処分において不開示とした部分及び新たに特定した部分のうちの一部を法5条1号に該当するとして不開示とす

べきとしている。

2 審査請求の範囲について

上記1のとおり、諮問庁は、特定法人が厚生労働大臣に報告した報告書の全てを改めて本件対象文書として特定した上で、原処分において不開示とした部分と併せてその一部を不開示とすべきと説明するが、審査請求人が開示を求めているのは、原処分で不開示とされた特定事業所における障害者の雇用数と雇用率に関する部分であると認められることから、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、審査請求人が開示すべきとする部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

3 不開示情報該当性について

当審査会において見分したところ、原処分において不開示とされている部分は、特定事業所の「(9) (又は⑨) 常用雇用身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数」欄の「(ホ) 重度身体障害者の数」、 「(ヘ) 重度身体障害者以外の身体障害者の数」、 「(ト) 重度身体障害者である短時間労働者の数」、 「(チ) 重度身体障害者以外の身体障害者である短時間労働者の数」、 「(リ) 身体障害者の数」、 「(ヌ) 重度知的障害者の数」、 「(ル) 重度知的障害者以外の知的障害者の数」、 「(ヲ) 重度知的障害者である短時間労働者の数」、 「(ワ) 重度知的障害者以外の知的障害者である短時間労働者の数」、 「(カ) 知的障害者の数」、 「(ヨ) 精神障害者の数」、 「(タ) 精神障害者である短時間労働者の数」及び「(レ) 精神障害者の数」並びに「(10) (又は⑩) 計」欄であると認められる。

本件対象文書は、特定事業所の障害者の雇用状況を示したものであるということが既に明らかになっていることに加え、特定事業所における平成24年度ないし28年度の常用雇用労働者の数を考慮すると、障害の種類・程度の区分ごとの数字は無論のこと、合計の数字が公にされた場合、他の情報と照合し、あるいは各年ごとの数字を比較する等により、職場の同僚等の一定の範囲の関係者には特定の者が障害者であること及びその障害の程度等が推認されるおそれがあると認められる。

したがって、当該不開示部分は、法5条1号本文後段に規定する特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であると認められ、また、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められないことから、同号に該当し、不開示とすることが妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とした各決定については、審査請求人が開示すべきとする部分は、同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子